

借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業補助要綱

26 福保高施第1960号
平成27年3月26日
27 福保高施第54号
平成27年4月1日
最終改正 29 福保高施第2373号
平成30年3月30日

1 目的

この事業は、2に規定する特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を設置運営する事業者（以下「事業者」という。）が国有地又は民有地（以下「国有地等」という。）を借り受けて特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を新たに整備する場合に要する経費の一部を都が予算の範囲内で補助することにより、特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設の設置促進を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が国有地等をその所有者から借り受けて、以下の補助対象施設を新たに整備する事業とする。

- (1) 老人福祉法第15条の規定により東京都内（八王子市を除く。）に設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）
- (2) 介護保険法第94条の規定により東京都内（八王子市を除く。）に設置する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）
- (3) 別表1に定める、(1)又は(2)に併設される施設

3 対象除外

次に掲げる場合は、補助対象としない。

- (1) 賃貸借契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
- (2) 他の補助制度等（東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱5（1）ウに規定する「定期借地権設定のための一時金の支援事業」を除く。）により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
- (3) 補助対象期間と他の期間とを比較して、補助対象期間に高額な地代を設定する場合
- (4) 別記補助条件を満たさない場合
- (5) その他東京都知事（以下「知事」という。）が適当でないと認める場合

4 補助対象期間

この補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、土地の賃貸借期間が開始された日の属する月（当該月の日数が1月に満たない場合も1月とみなす。）から起算して60月を上限とする。この場合において、賃料の支払を要しない月（日数が1月に満たない月も1月とみなす。）についても、1月と換算して上記の60月に含めるものとする。

5 補助対象経費

- (1) この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国有地等を借

り受けて2の補助対象施設を新たに整備する場合に要する土地の賃料とする。

- (2) (1)の補助対象経費については、特別養護老人ホームの場合は平成26年10月3日から平成35年3月31日までの間、介護老人保健施設の場合は平成27年4月1日から平成35年3月31日までの間に、所有者と事業者の間で新たに締結した土地賃貸借契約に係る経費に限るものとする。

6 補助金交付額

この補助金は、会計年度ごとに、次により算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 国有地

対象施設ごとに、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

(2) 民有地

対象施設ごとに、補助対象経費の実支出額と、施設の所在する別表2の1欄に掲げる区市町村に応じて同表の2欄に定める補助基準額（当該会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該期間を12月で除した割合を乗じるものとする。）とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を補助額とする。

7 補助金の交付申請及び交付決定

- (1) 事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、会計年度ごとに、別に定める期日までに交付申請書に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。交付申請書の様式については、別に定める。
- (2) 知事は、事業者から(1)による補助金の交付申請を受けたときは、会計年度ごとに、交付申請書及び添付書類の内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに当該事業者へ通知する。

8 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、都が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年10月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し事業者に対し報告を求めることができる。

5 補助事業の遂行命令等

知事は、3及び4による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

6 実績報告

事業者は、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後、別に指定する期日までに、別に定める実績報告書に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

7 補助金の額の確定等

知事は、6による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

8 是正のための措置

- (1) 知事は、7による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及

びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

(2) 6の実績報告は、前記(1)の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

9 補助金の請求

交付決定を受けた補助金を請求しようとするときは、別に定める請求書に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

10 決定の取消し

(1) 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の目的に使用したとき。

ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2)(1)の規定は、7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

11 補助金の返還

(1) 知事は、1又は10により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、事業者に対しその返還を命ずるものとする。

(2)(1)の規定は、7により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

12 違約加算金

事業者は、10により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 延滞金

事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1 4 他の補助金等の一時停止等

事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

1 5 財産処分の制限

事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

1 6 財産処分に伴う収入の納付

事業者が知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

1 7 書類の整備保管

事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

1 8 消費税等に係る税額控除の報告

事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

1 9 寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、協同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

2 0 その他

事業者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

別表 1

	併 設 施 設	備 考
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設、都市型軽費老人ホーム及び老人福祉施設等整備費補助事業において併設加算の対象となる施設	併設施設の補助対象として認められる面積は、特別養護老人ホームの補助対象面積を超えない範囲とする。
介護老人保健施設	介護老人保健施設施設整備費補助事業において併設加算の対象となる施設	併設施設の補助対象として認められる面積は、介護老人保健施設の補助対象面積を超えない範囲とする。

別表 2

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	50,000
中央区	50,000
港区	50,000
新宿区	35,000
文京区	50,000
台東区	50,000
墨田区	20,000
江東区	35,000
品川区	35,000
目黒区	50,000
大田区	35,000
世田谷区	35,000
渋谷区	50,000
中野区	35,000
杉並区	35,000
豊島区	35,000
北区	35,000
荒川区	35,000
板橋区	35,000
練馬区	20,000
足立区	20,000
葛飾区	20,000
江戸川区	20,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
立川市	20,000
武蔵野市	35,000
三鷹市	35,000
青梅市	20,000
府中市	20,000
昭島市	20,000
調布市	20,000
町田市	20,000
小金井市	20,000
小平市	20,000
日野市	20,000
東村山市	20,000
国分寺市	20,000
国立市	20,000
福生市	20,000
狛江市	20,000
東大和市	20,000
清瀬市	20,000
東久留米市	20,000
武蔵村山市	20,000
多摩市	20,000
稲城市	20,000
羽村市	20,000
あきる野市	20,000
西東京市	20,000

(単位：千円)

1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
瑞穂町	20,000
日の出町	20,000
檜原村	20,000
奥多摩町	20,000
大島町	20,000
利島村	20,000
新島村	20,000
神津島村	20,000
三宅村	20,000
御蔵島村	20,000
八丈町	20,000
青ヶ島村	20,000
小笠原村	20,000